説明動画『都市計画マスタープラン(案)パブリックコメント 実施に伴う説明~序章・第1章編~』原稿

スライド・操作	原 稿
スライド1	● 本動画は、令和4年11月18日から12月19日にかけ実施しております
	都市計画マスタープラン案に関する説明動画です。
	● 別途、市 HP に掲載しております説明動画「都市計画マスタープラン
	(案)パブリックコメント実施に伴う説明〜全体概要編〜」は、都市計画マ
	スタープラン案、全体の概要について説明しています。
	● 本動画は、6月から7月にかけてパブリックコメントを実施しました序
	章と第1章の全体像の部分について説明します。
	● 今回パブリックコメントを実施します案の序章・全体像の部分は、素案
	の段階から表現の精査等を行っており、本動画では、表現の修正や追加を行
	った箇所を下線で表示しています。
スライド2	● それでは、都市計画マスタープランの序章・第1章の概要について、ご
	覧の流れでご説明します。
	● まず、 アニメ 序章の計画の概要についてです。
スライド3	● 岸和田市は、令和4年11月1日で市制施行100周年を迎えました。
	● このため、令和5年度からスタートする今回の都市計画マスタープラン
	は、次の100年に向けた新たな一歩を踏み出す計画との想いを込めて、タイ
	トルを 新・岸和田づくり としております。
スライド4	続きまして、計画の位置付けと役割についてです。
	● 都市計画マスタープランは、アニメ市の最上位の計画で、第5次総合計画
	にあたる「将来ビジョン・岸和田 基本構想」のもと、土地利用や、道路・
	公園・上下水道などのインフラ施設と呼ばれる基盤整備に関する方針を定め
	る計画です。
	● 市が定める都市計画は、本計画に即すことが求められます。
	● また、住民、事業者、行政との間で、まちづくりの方向性を共有する -
	「まちづくり指針」としての役割もあります。
	● 令和2年度から、アニメ第5次総合計画の策定と都市計画マスタープラン
	の見直しを連携して取り組んでおり、市民懇話会での議論や各種調査等にお
	いてのご意見を一体的にいただき、総合計画と整合を図りながら、土地利用
	やインフラ施設について、都市計画マスタープランとしてまとめています。
スライド5	● 続いて、第1章全体像についてです。
	● 第1章全体像は、アニメまちづくりの全体像、テーマ別まちづくり方針、
	都市計画分野別の方針の3項目で構成しています。
	● 一番上の まちづくりの全体像では、アニア総合計画で位置付けられる

	「広域連携型都市構造」の実現に向けた考え方、アニメまた総合計画で整理された「社会状況の変化」に対応する都市計画分野を中心とした展開イメージを示しています。 ● まず、アニメ 「広域連携型都市構造の実現」に向けた、都市計画マスタープランにおける考え方について、ご説明します。
スライド6	● 広域連携の目的ですが、広域的連携を強化することで、大阪府・泉州地域の魅力と求心力の向上を推進するとともに、多彩な地域資源を磨き・つなげることによって、居住地として、また産業地としての魅力向上と交流の活性化をめざします。
スライド7	 広域連携の強化に関する方策として、3点挙げています。 方策1は関係機関との連携による広域的な交通網の強化です。 アニメ具体的には泉州山手線整備や海上ネットワーク連携を推進します。
スライド8	 方策 2 は広域的な公民連携の強化です。 取組事例としましては、アニメ観光施策で泉州サイクリングコースを設定した取組や、市内外の企業・団体との防災協定の締結などがあります。
スライド9	 方策3は行政間連携の強化です。 取組事例としましては、アン災害時の相互支援や、ごみ処理場の共同設置などがあります。 このような連携を、今後も、必要に応じて推進していきます。
スライド 10	● 次に、全体像のアニメテーマ別まちづくり方針、アニメ都市計画分野別の方針の記載項目をご説明し、
スライド 11	● その後、アニメ「社会状況の変化に対応する展開イメージ」を用いて、テーマ別まちづくり方針と都市計画分野別の方針の記載ポイントをご説明します。
スライド 12	● それでは、アニメテーマ別まちづくり方針の記載項目からご説明します。
スライド 13	● テーマ別まちづくり方針の1つ目、多彩な魅力と活力を備えたまちづくりでは、工業、商業や農林漁業、観光など、多様な分野の産業と多様な交流が展開されるまちづくりの視点について記載しています。
スライド 14	 ● 2つ目、環境にやさしい、みどり豊かなまちづくりでは、脱炭素型・循環型まちづくりの視点や、快適な生活環境の確保について、またみどりの保全と形成の視点について記載しています。 ● また、多様な動植物の生息環境の維持について、世界的な取り組みとして使われている「生物多様性の保全」に表現を更新しています。
スライド 15	● 3つ目、地域で守り育てる景観まちづくりは、地域特性に応じた景観形成について、
スライド 16	● 4つ目、人にやさしいまちづくりでは、アニメ誰もが活動しやすいまち

	づくりとして、公共交通の維持・充実や交通安全等について、 アニメ 多様なライフスタイルを選択できる居住環境の整備、 アニメ 地域で集う場づくりの視点について記載しています。
スライド 17	● 5つ目、災害に対し、強さとしなやかさを備えたまちづくりでは、自然 災害が頻発化・激甚化するなか、
スライド 18	● 続いて、アニメ都市計画分野別の方針の記載項目についてです。
スライド 19	● 1点目の土地利用の方針では、地域特性に応じた土地利用の方針について、
	● 2点目交通施設の方針、3点目公園の方針では、都市計画道路や都市計画公園の整備の考え方や、計画の定期的な見直しの必要性について記載しています。
スライド 20	● 続いて、アニメ「5社会状況の変化に対応する展開イメージ」を用いて、「3テーマ別まちづくり方針」と「4都市計画分野別の方針」の記載ポイントをご説明します。
スライド 21	 説明させていただく前に、総合計画における、岸和田市の現状、社会状況の変化について、少しご説明いたします。 まず、戸が岸和田市の現状として、人口動向についてです。 本市では、近年、社会減が続いており、大阪府全体と比較すると、30歳前後の子育て世代の転出傾向が顕著となっています。 アニメこのことから、今後の人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代を中心とした人々に対する働きかけや生活利便性の向上などの対策により、住み続けたいと思う人がさらに増えるまちになっていくことが重要としています。
スライド 22	● また、社会状況の変化としては、ご覧の6点が挙げられています。● この6点の社会状況の変化に対応する都市計画分野における展開イメージをご説明します。
スライド 23	◆ 社会状況の変化の1点目、人口減少や超高齢社会についてです。◆ 人口減少・少子高齢化の進行は、日常生活を支える機能の維持が困難になることが懸念されます。
スライド 24	 ● 平成27年に、本市から転出、転入された方にアンケートを実施しました。 ● 左から、アニメ転出した理由、アニメ転出先の自治体を選んだ理由、アニメ転入

	した理由で、居住地を選択する際に影響が大きい項目として、上位の部分を 拡大しますと、
スライド 25	● 都市計画に関連が深いところでは、アニメ通勤・通学のしやすさ、アニメ価格・家賃・広さなど、住宅条件、アニメ買い物などの日常生活が挙げられています。
スライド 26	 ■ このようなニーズのなか、 本市には、さまざまな産業からなる働く場があり、大阪市内等への通勤圏でもあります。 ● また住環境の面では、生活利便施設が近接した住宅地や緑豊かな住宅地などがあります。 ● これらの魅力を高め、多様な暮らし方、働き方ができる居住環境の維持・形成を図ります。 ● そのための取組の方向性がわかるよう、全体像に記載しておりますポイントを、4点追記しています。 ● アメ働く場として、また買い物など日常生活の視点から、都市型産業の振興と交流のための拠点づくり、アメナまた住宅条件の視点から、参様なライフスタイルを選択できる居住環境の整備や、まちなか居住・戸建て住宅地など多様な住環境の形成を推進します。 ● 交通の視点から、アメ広域ネットワークの強化や、公共交通の維持・充実など、効果的で持続可能な公共交通ネットワークの形成、アメまた買い物など日常生活の視点も含め、公共交通と連携したまちづくりを推進します。 ● ここで、公共交通と連携したまちづくりを推進します。 ● ここで、公共交通と連携したまちづくりに係る土地利用方針について、ご説明します。
スライド 27	 ▼ス市街化区域内の鉄道駅周辺や、一点鎖線で表示しているバス路線、また幹線道路の沿道を生活商業業務地区と位置付け、土地利用動向や周辺の住環境に配慮しながら、商業・サービス業務機能等の誘導を図ります。 ▼スプ市街化調整区域内のバス路線、また幹線道路沿道を沿道産業地区と位置付け、生活や社会経済活動を支えるものについては、周辺の営農環境やインフラ等に影響を及ぼさない範囲で、適切に規制・誘導を行います。
スライド 28	● 2点目の社会状況の変化は、SDGsです。 ● SDGs は、気候変動や・紛争・格差といった課題を、世界みんなで解決していく目標のことで、アニメ都市計画分野においても、社会・経済・環境の3つの側面のバランスが取れたまちづくりを目指します。
スライド 29	● 3点目、地球環境問題についてです。● 本市は、2021年7月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

- 都市計画の分野においても、脱炭素型・循環型のまちづくりに取り組んでいくことが必要です。
- 方向性としては、アニメ公共交通の利便性向上や環境負荷の少ない次世代モビリティの普及など交通施策と連携したまちづくり、アニメ住宅ストックの活用と長期優良住宅の普及促進や、インフラ施設の長寿命化、アニメ第1次産業の活性化と市内循環・消費等を推進します

スライド30

- 4点目の社会状況の変化は、危機管理です。
- 近年、自然災害が激甚化・頻発化するなか、被害を回避・軽減し、また 迅速に回復するまちづくりが求められています。
- 都市計画分野における方向性としては、アン土砂災害や浸水などの災害リスクの高い地域における事業や開発の実施にあたっては適切な対策、また新たな住宅地等の形成を抑制するなど、自然的条件を考慮した土地利用の促進、アン建築物の不燃化・耐震化の促進、アン浸水などの水害被害を軽減するため、樹林地・農地・公園等による保水・透水機能の保持、アン災害発生後の緊急輸送ルートを確保するため、幹線道路の整備等を推進します。

スライド31

- 5点目、革新的技術です。
- 新たな技術の活用は、さまざまな分野で課題解決の一翼を担うことが期待されています。
- アポ都市計画に関連する分野では、関係機関と連携しながら、交通や環境分野での活用を推進します。
- アジまた、技術革新がもたらす社会生活の変化として、リモートによる 在宅勤務など、働き方や生活に対する意識が変化し多様化するとともに、運 動不足やストレス解消の場として、緑やオープンスペースの重要性が再認識 されています。
- このような社会生活の変化のなか、本市には、多様な産業があり、また 大都市部への通勤圏に位置し、一方で、近年、在宅勤務が増加するなど、多 様な働き方を選択できる環境があります。
- これらを活かすとともに、住宅施策と連携のもと、住宅ストックの流通やリノベーションの活性化により、若年・子育て世代のニーズに合った住宅の供給を促進し、プラ子育て世代が多様な暮らし方・働き方を選択できる生活環境の形成また、プラと自然・歴史・文化資源等を活かし、歩きたくなる空間形成等を推進します。

スライド32

- 6点目、財政状況への新たな対応です。
- 現状と課題としましては、高度経済成長期以降に集中的に整備された水道・下水道・橋梁・道路などのインフラ施設が今後一斉に老朽化し、増大する維持管理費への対応、また、社会情勢に対応した効率的で効果的なインフラ整備が求められています。

● 方向性としては、税収確保の視点からも、アメ子育て世代が多様な暮ら し方・働き方ができる生活環境の形成、アニメまた、現在あるインフラ施設の 計画的な維持管理、アス効率的・効果的なインフラ整備の視点から、都市計 画道路、都市計画公園の定期的な見直しを行う必要があります。 ● ここで、交通施設や公園の配置の方針について、少しご説明いたしま スライド33 まず、交通施設の方針についてです。 ● 現状としまして、都市計画道路の整備率は6割程度となっています。 ● 昭和35年に、既に人口集中がみられた JR 阪和線付近より海側は、都市 計画道路以外の既設道路を含めて、道路網の形成がみられますが、昭和 45 年頃から人口増加がみられる丘陵部は、順次、都市計画道路の整備に取り組 んでいるものの、道路網が未接続の部分があります。 ● アニットこのため都市計画道路の整備の方針としましては、JR 阪和線付近か ら山側を中心に、アメ広域連携軸である泉州山手線や、アメ途中がつながって いない田治米畑町線などの整備を推進し、道路網の形成を図ります。 ● また、都市計画道路を定めてから、長期が経過することから、**/=**/社会 情勢の変化や道路交通の状況、また交通に関する計画と整合を図りつつ、定 期的に道路網の計画の見直しを行います。 ● 続いて、公園の方針についてです。 スライド34 ● 現状としまして、都市計画公園の整備率は4割程度となっています。 ● アン都市計画公園の整備の方針とましては、一定規模の用地が既に確保 されているところは、官民連携を含め、効率的で効果的な整備・管理手法を 検討し、魅力ある公園整備に取り組みます。 ● また、都市計画公園を定めてから、長期が経過することから、アニバ社会 情勢の変化や公園に対するニーズ、また、みどりに関する計画と整合を図り つつ、定期的に公園の配置計画について見直しを行います。 スライド35 ● 7=3本動画は6月から7月にかけて実施したパブリックコメントの序章 と第1章全体像について、ご説明しました。 アニメ別途、市ホームページにて、都市計画マスタープラン (案) の全体 概要やパブリックコメントのご案内についての説明動画も配信していますの で、ご覧ください。 ● 以上で、都市計画マスタープラン案パブリックコメント実施に伴う説明 ~序章・第1章編~に関する説明を終わります。 ご視聴ありがとうございました。